

釣師浜海水浴場の占用に係る誓約書

私は、釣師浜海水浴場における海の家開設に伴う占用許可申請に際して、下記事項及び釣師浜海水浴場ルールを遵守いたします。

この遵守事項に反して、占用許可申請が不受理の場合、または占用許可の取り消しを受けた場合は、異議申し立てをいたしません。

また、以後の許可が許可されない場合においても、異議申し立てを行いません。

遵守事項

1. 私は釣師浜海水浴場における海の家開設に係わる占用許可の申請時又は申請後に次のいずれかに該当する違反を犯した場合は、占用許可の申請を取り下げ、営業をいたしません。
 - (1) 公の秩序もしくは、善良な風俗に反するおそれがあると認められたとき。
 - (2) 私または私の使用人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第2号）に該当するとき。
 - (3) 私または私の使用人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号）に該当するとき。
 - (4) 私または私の使用人が上記(2)～(3)に該当する者に対して、資金等を供給し又は供与するなど維持運営に協力したり関与しているとき。
 - (5) 私または私の使用人が上記(2)～(3)のいずれかに該当する者又はその関係者等と社会的に避難される関係を有しているとき。
 - (6) 私または私の使用人が上記(2)から(3)のいずれかに該当する者又はその関係者等であることを知りながらこれを不当に利用しているとき。
2. 私は、新地町、町観光協会、監視員等と相協調しその指示に従い協力するとともに、海水浴客の安全を確保し、快適な海水浴場環境を創出するため、次の事項を遵守いたします。
 - (1) 水難事故の防止に努め、事故発生時には、積極的に人命救助に協力します。
 - (2) 海の家営業は私が行い、これに伴って発生する権利及び義務を第三者に譲渡や貸与等はいたしません。
 - (3) 海の家営業に当たっては、使用者名簿に記載された以外の者を業務に従事させません。また、使用人に変更があった場合は、直ちに届けます。
 - (4) 海の家施設は許可基準に合致したものとし、許可以外のものは建設いたしません。
 - (5) 客引きなど利用客に不快感を与える行為は行いません。
 - (6) 資材運搬等のための車両以外は、海水浴場に乗り入れません。
 - (7) 海の家の上記1の(2)(3)に該当する者を立ち入りさせません。
 - (8) 占用許可区域内及びその周辺の清掃を随時実施して海水浴場の環境美化に努める

とともに、環境衛生に万全の注意を払います。

- (9) 飲食物の取扱には十分注意し、食中毒の発生防止には万全の注意を払います。
- (10) 出店に係る施設（水道、電気等）は、出店者の責任において設置し、町施設は一切使用いたしません。
- (11) 海の家は午後17時30分に閉店し、風紀を乱すような行為はいたしません。
- (12) 占用許可区域内に設置した海の家は、海水浴場閉鎖後、直ちに出店に係る一切の施設（廃材、釘等も含む）を撤去し、占用許可区域及び周辺の清掃を実施し、速やかに現状に復します。
- (13) その他当該海の家開設に伴う事件・事故の発生の防止に最大限努め、万一発生した場合は自己の責任において誠意を持って適正に対応します。

3. 私は法令等を遵守し、釣師浜海水浴場における安全対策に協力します。

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

(自宅)

(携帯)

新地町長 大 堀 武 様